

公共事業における景観整備に関する事後評価の手引き（案）

～ 市民の目線に立った良質な空間形成に向けて～

平成21年 3月

国土交通省大臣官房技術調査課・公共事業調査室

はじめに

美しい国づくり政策大綱（平成 15 年 7 月）に謳われた景観アセスメントシステムとして、「国土交通省所管事業における景観検討の基本方針（案）」（以下、基本方針（案））が 3 箇年度の試行の後、平成 19 年 4 月より国土交通省所管の直轄事業を対象として運用が開始されました。基本方針（案）では景観上の重要性が高いと判断される「重点検討事業」について、事業完了後数年程度が経過した後、当該事業の「景観整備方針」に照らして事後評価を実施するものとしています。

事後評価の観点としては、第一に、景観整備方針どおり事業が実現したかどうかの確認が挙げられます。また、公共事業の実施に関する説明責任を果たす必要が高まる中で、景観の向上により、地域に対してどのような効果があったかを確認し、事業の成果をわかりやすく示すことも非常に重要になってきました。

しかし、公共事業の景観向上効果の把握については、その内容や手法についての実施例が極めて少ないのが実状です。そのため、景観に配慮した公共事業として評価の高い 13 事例を対象とした景観向上効果の把握調査を実施し、これをもとに公共事業の景観向上効果の考え方と調査手法を整理しました。

これらを踏まえ、景観整備に関する事後評価を行う場合の調査手順と調査結果の活用に関する考え方を示すものとして、本手引き（案）を作成しました。

本手引き（案）の作成にあたっては、公共事業の景観整備効果に関するアドバイザー会議（座長・篠原修政策研究大学院大学教授）を設置し、有識者の方々からご意見を頂きました。

本手引き（案）に基づく事後評価の実施により、適切な景観検討が生み出す具体的な景観向上効果に関する事業者の理解が深まり、当該事業の適切な維持管理ならびに将来の事業における景観検討に資するものと考えています。そして、市民の目線に立って良質な生活基盤を国民に提供することを、今後の公共事業の大きな柱のひとつとして位置づけるために、事後評価の結果が広く活用されることを期待します。

公共事業の景観整備効果に関するアドバイザー会議 委員名簿

(敬称略)

篠原 修 政策研究大学院大学 教授
(座長)

齋藤 潮 東京工業大学大学院社会理工学研究科 教授

佐々木 葉 早稲田大学創造理工学部社会環境工学科 教授

中井 祐 東京大学大学院工学系研究科 准教授

目次

はじめに

第1章	本手引き（案）の位置づけ	4
1-1	目的	4
第2章	事後評価の進め方	6
2-1	事後評価の観点	6
2-2	事後評価の構成	6
2-3	実施主体	8
2-4	第三者からの意見聴取による信頼性の確保	8
2-5	調査実施時期	8
2-6	調査の流れ	8
2-7	対応方針の検討	11
2-8	全体取りまとめ	11
2-9	事後評価結果の公表	12
2-10	事後評価結果の蓄積と活用	12
第3章	景観整備方針の実施に関する事後評価	15
3-1	調査項目の確認	16
3-2	調査実施	16
3-3	調査結果の評価	18
3-4	事後評価結果の取りまとめ	18
第4章	景観向上効果の考え方	20
4-1	景観向上効果	20
4-2	事業特性と景観向上効果	27
第5章	景観向上効果に関する事後評価	28
5-1	調査の手順	28
5-2	調査対象項目の選定	30
5-3	調査手法の選択	31
5-4	ヒアリング調査	31
5-5	現地観測調査	33
5-6	アンケート調査	37
5-7	調査結果の評価	41
5-8	事後評価結果の取りまとめ	44
<参考資料>	景観向上効果調査事例集	48
1	事例集の位置づけ	48
2	事例集	48
I	金山町まちなみ整備 [詳細版]	51
II	児ノロ公園	73
III	太田川基町環境護岸 [詳細版]	100
IV	津和野川ふるさとの川整備事業	109
V	宍道湖袖師親水型湖岸堤	118
VI	指宿海辺の散歩道	126
VII	福島西道路沿道風景づくり事業	133
VIII	壺屋やちむん通り	142
IX	勝山橋	151
X	油津堀川運河・木橋（夢見橋）	158
XI	日向市駅周辺地区整備	170
XII	門司港レトロ地区環境整備	177
XIII	汽車道	194

第1章 本手引き（案）の位置づけ

1.1 目的

本手引き（案）は、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」（平成19年3月、以下、基本方針（案））に位置づけられた事後評価を実施する際の指針を定め、景観検討の適切な実施を行うとともに、事業による景観向上の効果を具体的に示すことを通じて景観検討に関する説明性の向上に資することを目的とする。

美しい国づくり政策大綱の15の具体的な施策のひとつである「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立」では、事後評価として事業完了後の状況を事前評価の結果と比較することを記載している。基本方針（案）ではこれに対応し、重点検討事業については、次のとおり事後評価の実施を行うこととしている。

【基本方針（案）第5章（3）a）より引用】

「事務所等は、事業完了後数年程度が経過した後（「景観整備方針（重点検討事業版）」に具体的な実施時期が示されている場合にはこれに従う）、事業により形成された景観について、当該事業の「景観整備方針（重点検討事業版）」に照らして事後評価を実施するものとする。当該評価結果を踏まえ、必要に応じて、当該事業における改善措置を検討するとともに、類似事業または景観検討手法に適切に反映していくことが望まれる。」

本手引き（案）は基本方針（案）に基づく事後評価の実施に際する手順や項目、調査実施の技術的事項について考え方をとりまとめたものである。

本手引き（案）では、事後評価を2つの観点で捉えている。ひとつは基本方針（案）に基づいて構想・計画・設計段階で策定した景観整備方針の実施に関する確認としての事後評価、もうひとつが事業による景観向上効果の確認としての事後評価である。

第1章では、本手引き（案）の位置づけと、その構成について示した。第2章では、事後評価の進め方全般について示した。第3章では、景観整備方針の実施に関する事後評価について、その手順を示した。景観向上効果については、その考え方の整理、把握手法がいずれも十分に蓄積されていないことから、まず第4章で景観向上効果に関する考え方を、事例調査の結果を紹介しつつ整理し、第5章で景観向上効果に関する事後評価のための調査手順や手法、取りまとめについて示した。さらに巻末には、景観向上効果に関する事後評価のための具体的な調査手法の紹介として、13事例について調査の内容とその結果を参考資料として示した。

なお、本手引き（案）を参考とするに当たっては、以下の点に留意されたい。

- ・本手引き（案）は、景観整備に関する事後評価についての調査手法等を網羅的に示したものであり、各個別事業において事後評価を実施する際は、画一的にならないよう、また、過大な費用や事務的負担を要しないよう、事業特性に応じて柔軟に対応するも

のとする。さらに、事後評価の実施方法について、本手引き（案）による方法に限定しないものとする。

- ・本手引き（案）は、現時点での知見をもとに暫定的に作成したものであり、今後、本手引き（案）に基づく事後評価の実施事例や社会経済の変化等を踏まえ、必要な見直しを図るものとする。

第2章 事後評価の進め方

2.1 事後評価の観点

事後評価は、景観整備方針に定めた「施設や空間そのものの景観整備の具体的方針」（以下、具体的方針）の実施に関する事後評価と、景観向上効果に関する事後評価の2つの側面から行う。

公共事業において景観整備を行う目的は、事業の結果生み出された施設や空間、景観が、住民の愛着や誇りの対象となり、事業を契機として地域の環境等が向上することである。美しいもの、デザインを考えたものを作ること自体は目的に対する手段に過ぎない。しかし、従来はこれを誤解し、景観への配慮自体が目的化した残念な事例も散見される。

基本方針（案）は、こうした誤解を避けるため、適切な景観整備の目的設定とその実現を目指したものであり、事業実施や維持管理にあたっては、常に景観整備の目的を意識する必要がある。

事後評価においては、景観整備方針に定めた具体的方針に即した施設・空間として実現したかの確認のみならず、景観整備によってどのような景観向上効果が得られたかという観点に着目することで、景観整備の目的を鮮明にすることができると考えられる。そこで、本手引き（案）では、事後評価として次の2つの観点に注目する。

A．景観整備方針の実施に関する事後評価

景観整備方針に定めた具体的方針が実際の施設・空間として実現したか

B．景観向上効果に関する事後評価

景観向上がどのような効果（現象）を生んだか

この2つの観点と景観整備方針の関係は、表-2.1の通りである。

表-2.1 事後評価の2つの観点と景観整備方針の関係

景観整備方針の項目	事後評価の観点
当該事業における景観形成の目標像	B．景観向上効果に関する事後評価 景観向上がどのような効果（現象）を生んだか
対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方	
（とを実現するための）施設や空間そのものの景観整備の具体的方針	A．景観整備方針の実施に関する事後評価 「景観整備方針」に定めた具体的方針が実際の施設・空間として実現したか

2-2 事後評価の構成

事後評価は、調査実施、調査結果の評価、評価に基づく対応方針の検討からなる。

本手引き（案）に基づく事後評価の構成は、次の3段階からなる。

- 1．調査実施：事後評価のためのデータを取得するための調査を計画し、実施する。
- 2．調査結果の評価：調査によって取得したデータに対して評価を行う。
- 3．評価に基づく対応方針の検討：評価した結果に基づいて、何らかの対応を行う必要があるかどうか、またその具体的内容について検討する。

なお、事後評価実施時に計画段階の検討内容や検討経緯等が適切に伝達できるよう、景観整備方針の策定時に事後評価の実施方針をあらかじめ定め、事業着手前の資料（写真や住民アンケート結果等）を整理しておくことが望ましい。

	景観整備方針の実施に関する事後評価 (2-6-2)	景観向上効果に関する事後評価 (2-6-3)
調査	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;">調査項目の確認 (3-1)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;">調査実施 (3-2)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%;">調査の手順 (5-1)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; width: 80%;">調査対象項目の選定 (5-2)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> 調査手法の選択 (5-3) <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査 (5-4) ・現地観測調査 (5-5) ・アンケート調査 (5-6) </div>
評価 (2-6-4)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;">調査結果の評価 (3-3)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;">事後評価結果の取りまとめ (3-4)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: 80%;">調査結果の評価 (5-7)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;">事後評価結果の取りまとめ (5-8)</div>
対応 方針 検討	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;">対応方針の検討 (2-7)</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80%;"> 対応方針の検討 (2-7) (必要に応じて) </div>

図-2.1 事後評価の構成と内容

2・3 実施主体

事後評価の実施主体は、原則として当該事業の事業者（対象事業を所管する事務所）とする。

本手引き（案）に基づく事後評価の実施主体は、原則として当該事業の事業者（対象事業を所管する事務所）とするが、調査の客観性確保の観点から、事後評価の一部を第三者に委託することを妨げない。特に、当該事業が関連する地域の地域の団体、NPO や大学等、第三者的な立場にある団体等が存在する場合には、これらに調査実施、調査結果の評価（特に5章に示す景観向上効果）を委託することによって、事後評価の客観性が高まると考えられることから、その可能性を検討すべきである。

2・4 第三者からの意見聴取による信頼性の確保

適切な事後評価を行うため、調査方法の検討、調査結果の評価については、事業景観アドバイザー等の意見を聴取するものとし、これらをできる限り反映させるよう努めるものとする。

事後評価を実施する上では、評価の信頼性確保が重要であることから、調査内容、手順および調査結果の評価については事業景観アドバイザー等の意見を聴取する必要がある。

2・5 調査実施時期

調査実施時期は、景観整備方針等に従う。景観整備方針に調査実施時期が示されていない場合には、事業特性や利用状況を考慮して適切に設定する。

基本方針（案）では、事後評価の実施時期について、「景観整備方針（重点検討事業版）に具体的な実施時期が示されている場合にはこれに従う」としている。ただし、景観整備方針に調査実施時期が示されていない場合には、事業特性や景観検討区分、利用状況などを考慮し、事業完了後3年程度を目処とし、5年以内に実施するよう努めるものとする。

事業完了後、事後評価実施までに時間をあける理由は、供用初期の不具合の確認や、利用の安定、周辺地域への効果の発現までに一定期間がかかると考えられるためである。

2・6 調査の流れ

2・6・1 事業完了後の情報収集・整理

調査にあたっての事前準備として、対象事業の完了時に、事業に関する設計資料、整備前写真等の情報収集及び整理を行うとともに、定期的に利用者の意見、利用実態等の把握に努める。

（1）事業完了時の整理

事後評価は事業完了から一定の時間が経過した後に実施するため、事後評価実施までの資料処分や関係者異動などにより、必要な資料や情報の収集が困難となることがある。そこで、円滑な事後評価実施のため、事業完了時に報告書、設計図書等より事業概要、景観整備方針、検討過程や事業着手前の資料等について整理する(整理すべき事項については、表-2.2 参照)。

(2) 事業完了後の継続的な情報整理

さらに、事業完了後、事業の供用に伴って生じる利用の状況等(現場での利用実態や、利用者の意見等)を定期的に記録するよう努めるものとする。

表-2.2 事業完了時において整理すべき事項(例)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・事業名・担当事務所名・事業分野、施設・構造物種別・事業規模・工期(計画/設計/施工)・事業景観アドバイザー氏名(所属)・事務所担当者氏名(所属)、携わった期間・設計者氏名(所属)、携わった期間(予備設計/実施設計)・施工者氏名(所属)・景観整備方針・検討過程・写真(事業完了前後)・住民アンケート結果(実施した場合) |
|---|

2・6・2 景観整備方針の実施に関する確認調査

<p>基本方針(案)に基づき、景観整備方針に定めた具体的方針が適切に実施されているかどうかを確認するため、景観整備方針に記載された事前評価(予測・評価)の内容について、維持管理を含む施工完了後の状況を調査する。</p>

基本方針(案)に基づき、景観整備方針に定めた具体的方針に記載された事項が事前評価(予測・評価)通りに実現され、維持管理されているかどうか、現地の状況等について調査を実施する。具体的な手順については第3章を参照されたい。

2・6・3 景観向上効果に関する確認調査

基本方針（案）に基づく検討により実現した景観向上が、具体的にどのような効果を生み出しているかについて調査する。

基本方針（案）に基づく景観向上効果としてどのような成果を挙げているかを確認するため、当該事業実施箇所周辺の住民や、当該事業により整備された施設・空間の利用者の意識、当該施設・空間における活動、周辺への波及効果等について調査を行う。具体的な手順ならびに手法については第5章を参照されたい。

2・6・4 調査結果の評価

景観整備方針の実施に関する確認調査（2-6-2）、景観向上効果の確認調査（2-6-3）の結果に対する評価を行う。評価は景観整備方針に記載された事項に基づいて行う。

調査結果について、景観整備方針の記載に照らして評価を実施する。景観整備方針の実現に際しては技術的、社会的な様々な要因が複雑に関係するため、景観整備方針に記載された事項の実現や、景観向上効果が、本手引き（案）による事後評価の時点で発現していないことも考えられる。継続的な維持管理の方針検討に資する観点から、景観整備方針が実現した、あるいは十分な景観向上効果を上げた判断される点だけでなく、実現が十分とは言えない点についての考察も重要である。

なお、2・4に示したように、第三者からの意見聴取による評価の信頼性確保に十分に留意する必要がある。

2・7 対応方針の検討

景観整備方針の実施に関する調査結果の評価により、景観整備方針の実現が不十分であると判断される場合には、速やかに対応方針を検討する。その内容については、必要に応じて事業景観アドバイザー等、事業の状況をよく知る第三者の意見を聴取するものとする。

当該事業の事後評価結果の内容等から判断して、事業者として対応すべき点がある場合には、その方針を検討する。

対応方針については、必要に応じて事業景観アドバイザーや当該事業に関連した地元団体、NPO等の意見を聴取した上で検討する。事業者はこれをできるだけ尊重するように具体的な改善措置を実行し、あるいは当該事業に関係する団体等に対応方針の実現に関する協力依頼を検討する。

なお、対応方針の検討結果については、維持管理段階へ確実にその内容を伝達すること

が必要である。

また、景観向上効果に関する事後評価についても、必要に応じて対応方針を検討する。

この他、調査によって景観向上とは関連性の低い問題が浮かび上がる可能性もある。その場合でも関係者へ調査結果を伝えるなど、調査の成果を広く活用することが望ましい。

【景観向上とは関連性の低い問題が浮かび上がった参考事例：河川景観整備】

景観向上効果を把握するためのアンケート調査の結果、整備に否定的な評価を与えた回答者の多くが自由回答欄において魚の減少や藻の繁茂を問題として挙げていた。これは、流量の減少や水質の変化が起因した現象と考えられ、護岸や高水敷を整備した今回の調査対象事業との関連性は低い。しかし、この結果を河川管理者や自治体等に伝えることで、今後の環境整備や維持管理の参考になり、調査結果の有効活用となる。

2・8 全体取りまとめ

調査結果、評価結果、ならびに対応方針は、「景観検討の事後評価結果」として、景観整備方針と対応させ、分かりやすく取りまとめる。

事後評価結果は、「景観検討の事後評価結果」として、景観整備方針の各項目と事後評価項目との対応、評価の結果、対応方針がわかるように簡潔に取りまとめる(表-2.3、2.4)。評価結果と対応方針に関する事業景観アドバイザー等の第三者の意見についても掲載する。調査手法や過程の詳細、取得したデータ等については、調査結果に関する参考資料として別途整理する。

2・9 事後評価結果の公表

取りまとめた事後評価結果は、原則として速やかに公表する。

事後評価結果は、事業に関する説明責任の遂行、また公共事業の意義に関する情報提供の観点から、原則として速やかに公表する。公表はホームページを基本とするが、周辺住民を対象として調査を行った場合には自治体や自治会へデータを提供し、会報等への掲載を依頼するなど有効である。なお、公表の対象は、前項で取りまとめた「景観検討の事後評価結果」とするが、事後評価の調査手法や過程に関する情報も公表し、調査自体の信頼性を確保する必要がある。

また、公表した内容に関する住民等の意見聴取を積極的にすすめ、当該事業に関する維持管理等の方向性検討の材料とするよう努力する。特に住民の関心の高い事業においては、住民意見の広聴も視野に入れたシンポジウムの開催なども検討することが望ましい。さら

に、マスコミへの情報提供や学会発表など、外部への情報公開について検討することが望ましい。

2・10 事後評価結果の蓄積と活用

他事業における適切な景観整備方針策定と事後評価手法の高度化のため、事後評価結果を活用しやすいように蓄積する。

事後評価の結果は、類似した事業における適切な景観整備方針策定の有益な情報となる。さらに、同様の事後評価を行う際に、適切な手法を選び、効率的に調査を実施するための参考となる。事後評価は、当該事業の改善に資することのみならず、むしろ他事業実施時に参照されることによって活用されることの意義が大きい。

表-2.3 「景観検討の事後評価結果」書式例

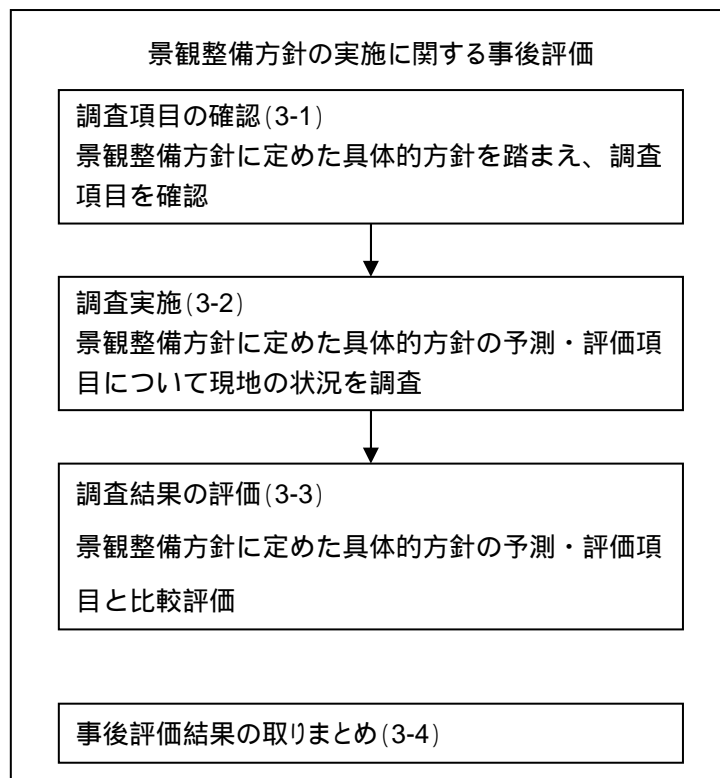
景観検討時の景観整備方針		調査結果の評価	
当該事業における景観形成の目標像		景観向上効果に関する事後評価	対応方針
<p>落ち着いたある町並みと心地よい広がり田園風景を取り込み、美しく、使いやすく、時間と共に地域の風景と人々の生活に馴染み、人々が誇りと思えるような道路（を創出する。）</p> <p>対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方</p> <p>・1：周辺の景観等への配慮の考え方 ・落ち付きのある町並みや心地よい広がり田園風景を取り込み、味わうことができる道路とするため、道路構造物自体は、存在感を抑えあくまでも土地や自然に対し控えめとする。（ -1-1） ・時間と共に地域にとけ込み、将来は元々の環境の一部に回帰させるため、自然の助けを借り、時間をかけて完成する道路空間とする。（ -1-2）</p> <p>・2：住民等の利用を考慮した整備の考え方 ・使いやすい道路とするため、約6kmのバイパスが一体の線的空間として一貫性を保持しつつ、しかし単調でもない、快適な走行を得られるよう整備する。（ -2-1） ・人々が誇りと思える道路とするため、市街地郊外を通過するバイパスから市街中心部へつながる交差点は、地域の玄関口として格式を持ち、またふるさとに帰ってきた際のもてなしの空間となるよう整備する。（ -2-2）</p> <p>・3：その他 （ 「その他」欄には、環境保全への配慮やイベント時利用の考慮等、特筆すべき事項がある場合に記入する。）</p>		<p>記入例は次頁を参照</p>	
（ と を実現するための）施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		評価の項目・尺度	予測・評価手法
<p>・1：施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方</p>	<p>防護柵の配置< -1-1、 -2-1 に対応> ・道路内部から良好な眺望が得られるよう、暫定2車線運用時の完成時用地に緩傾斜盛土を築造し、十分なスペースをとることにより安全を確保の上、この区間には防護柵を設置しない。（ -1-1）</p>	<p>・走行する道路内部から、沿道景観への眺望が広がるか。 ・防護柵が途切れることによる走行者の不安感がないか。 ・外部景観において、暫定車線部の緩傾斜盛土の形状に景観面での違和感がないか。</p>	<p>・整備対象となる道路空間及びその周辺一帯をVR（ヴァーチャルリアリティCG）により仮想構築し、道路内部からの走行景観、沿道からの外部景観等、様々な視点からの見え方を予測する。 ・予測により得られた映像等を用い、優良事例を走行した際の映像等と比較して評価する。</p>
	<p>盛土、切土の形状< -1-1、 -1-2 に対応> ・存在感を抑えて周辺景観に馴染ませ、また植生等の早期回復を促進するため、盛土、切土はラウンディングやグレーディングを行う。（ -1-2）</p>	<p>・切土のり面が、周辺の既存地形に無理なく馴染んでいるか。 ・道路全体が形の低い丘を縫うようなめらかに連続しているか。</p>	<p>・ラウンディングやグレーディングについて、簡易模型を作成して検討、予測する。 ・既往の優良事例と比較して評価する。</p>
	<p>交差点へのシンボル植栽< -2-1、 -2-2 に対応> ・バイパスから市街中心部につながる道路の交差点には、分岐部の指標性を向上させるとともに、地域の玄関口に位置する格式と個性を演出するシンボル樹を植える。（ -1-3）</p>	<p>・道路走行時の体験として、走行の快適性や単調とならない適度な変化・分節が得られる道路空間となっているか。 ・樹木の形状、高さ等。</p>	<p>・模型により配置検討を行い、3次的に検討、予測する。 ・同上。</p>
	<p>盛土、切土のり面への植栽< -1-1、 -1-2> ・盛土・切土のり面は、道路内部からの眺望を阻害しないよう配慮しつつ、周辺の自然景観に溶け込むような植栽を行う。（ -1-4）</p>	<p>・植栽の粗密度等を尺度として、自然らしさを評価する。 ・極端に高密度で不自然な植栽となっていないか。</p>	<p>・平面図、断面図、簡易模型により配置検討を行い、予測する。 ・既往の事例や周辺の自然丘陵の写真等を比較参考として評価する。</p>
<p>・2：細部設計、材料等選定の考え方</p>	<p>道路付属物の細部形状< -1-1、 -2-1 に対応> ・沿道への良好な眺望が得られるよう、道路付属物（防護柵、照明、標識等）は、部材数が少なく、シンプルな形状構成となっているものを採用する。</p>	<p>・道路付属物が、道路内部景観から得られる眺望をどれだけ阻害しているかを尺度として、眺望の善し悪しを評価する。</p>	<p>・既往の優良事例と比較して評価する。 ・VRを活用して走行景観を検討し、予測する。</p>
	<p>道路付属物の色彩< -1-1、 -2-1 に対応> ・道路内部景観に煩雑感がなく、走行しやすい空間となるよう、また周辺の自然色彩に対して違和感のないよう、道路付属物の色彩は、中強度、低彩度とする。</p>	<p>・四季や天候の変化も含め、周辺の自然景観に対し、煩雑感や浮き立ち感がないか。 ・整備対象との色彩と周辺色彩との明度比や彩度比等を尺度として、違和感の有無を評価する。</p>	<p>・色見本を作成し、現地において晴天時、曇天時等の気象変化、夏季、冬季の季節変化等への対応を確認する。 ・色彩の専門家やアドバイザー等デザインの専門家をまじえ現地確認を行い、評価する。</p>
	<p>シンボル樹の樹種選定< -1-3 に対応> ・シンボル樹は、ランドマークとなるような樹高や特徴的な樹形を持ち、紅葉や花により四季の変化を演出できる樹木を選定する。</p>	<p>・地域の玄関口としての格式や、人々を迎え入れる演出を持った樹種としてふさわしいか。</p>	<p>・既往事例により予測する。 ・樹種選定は、植栽の専門家やアドバイザーをまじえ評価する。 ・地域性と樹種特性の整合については、植栽の専門家や維持管理に協力頂く地域住民等の意見を重視して評価する。</p>
	<p>植栽の樹種選定< -1-4 に対応> ・盛土・切土のり面に施す植栽は、自生種を主体に樹種を選定する。</p>	<p>・のり面植栽が、将来に渡り地域の既存植生と調和するか。 ・積雪寒冷地であることを踏まえ、生育の可否、維持管理性等が考慮されているか。</p>	<p>・事前に周辺の山地や丘陵地、道路事業地を踏査した結果により確認された樹種リストを基に、既往事例との比較により将来の生育状況等を予測する。 ・（上記一連の検討成果を用いる）</p>
<p>・3：コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方</p>	<p>景観整備による追加費用の検証 ・栈橋工法の採用により、約 億円のコスト増になるが、約 haの盛土のり面を低減できる。（ 具体的方針の策定に当たり、追加費用が必要となるものについては、投資効果の検証を行う。） コスト縮減の検討 ・植栽は、コスト縮減の観点から苗木植栽を基本とする。またライフサイクルコストの縮減の観点から、維持管理コストの高い冬囲いが必要な樹木は基本的に導入しない。</p>	<p>・コスト縮減を図ろうとする結果、上記で検討した景観整備やデザインに著しい不合理を生じないか。</p>	<p>・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等のデザインの専門家の意見を参考に評価する。 ・既往の類似事例や関係者、アドバイザー等のデザインの専門家の意見を参考に評価する。</p>
<p>・4：その他</p>			
		<p>評価結果及び対応方針に関する第三者意見</p> <p>（ 大学 教授）適切に評価できている。なお、「植栽の樹種選定」「維持管理活動の実施」の項目における対応方針については、その早期実現に向けて検討を進めてほしい。</p>	

表-2.4 景観向上効果に関する事後評価書式例

景観整備による効果		対応方針		
整備された空間に対する認知・印象	整備した空間の機能向上に対する認知	<ul style="list-style-type: none"> ・「幅の広い歩道、ゆとりのある沿道空間が生まれた」(86%) ・「道路に隣接する公園や、歩道の脇に設置された休憩スペースが良い」(75%) 	<p>アンケート Q1 道路の景観的印象について、どのよう感じますか。</p>	
	整備した空間の印象の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「全体的に印象の良い景観の道路である」【Q1】(83%) ・「周囲に広がった田園へのながめが良い」(80%) ・「緑豊かな沿道の植栽や草花が良い」(80%) ・「歩道の脇の休憩スペースが良い」(75%) ・「地域の個性や歴史を感じる公園が良い」(71%) 		
意識に与える効果	親しみ・愛着・誇りの向上 / その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「親しみ・愛着を感じる」【Q2】(81%) (道路からの周囲の風景が好きだから) ・「誇りに思う」【Q3】(58%) (他の場所ではみられない風景をながめることができるから / 先進的な事例として表彰されたのを、新聞や広報で知ったため) 	<p>アンケート Q2. 道路に親しみ・愛着を感じますか。</p>	
	景観やまちづくり、環境等に関する意識の高まり	<ul style="list-style-type: none"> ・(事業プロセスへの参加を通じて)「みんなの意見や思いが移されたことを子供に語り伝えたい」 ・(清掃等の維持管理活動を通じて)「こんなに汚いと思わなかった」「通学路なので大切にしたい」 		
活動に与える効果	住民の日常生活での利用に与える効果	利用の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・「ショッピングなど目的地までの通り道」「散歩」「清掃等の維持管理活動」「休憩スペースや隣接する公園での休憩(写真1)」の順に、利用機会の増大がみられる 	<p>アンケート Q3. 道路に誇りを感じますか。</p>
		利用の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・地元中学校による、環境保全活動の定期的実施(××年で14回目) ・沿道伏流水の水生動物との触れ合い活動の場としての利用(写真2) 	
		コミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の掃除仲間が新たにできた 	
		団体の活動・維持管理活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・青空市の開催 ・市民的行事「祭り」の実施(××年 人参加) 	
		地域活動団体の活動の発展	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体の活動の発展(「の会」発足 / 既存の町内会等によるボランティア・サポート・プログラム協定の締結【、46名】 / 市のアダプトプログラムへの参加【、23名】【××、2名】) 	
		日陰のベンチで休憩(写真1)		
ザリガニ捕りの傍ら、池に浮かぶゴミを拾い集める地元の子供たち(写真2)				
自治会の清掃活動(写真3)				
地元中学生による清掃活動に関する新聞記事(写真4)				
景観整備による波及効果				
周辺の空間に与える効果	備隣接する空間を整える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建物形態、ファサード、意匠等の変化 ・沿道建物の修景(塀の撤去により、自宅の庭と環境緑地帯とを接続させた) ・建築外構の変化 ・軒先への植栽 		
	周辺空間を整備との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・枝線路地の修景 ・沿道地区内の水路整備 ・整備時期と併せた、地区計画の策定(さらに、これをきっかけとした自宅の建物の外観整備、自宅の外周りに植栽配置・手入れも発生) 		
地域経済に与える効果	地場産業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地場材(間伐材)でつくったファニチャーや、接道民家と歩道部との境界としての柵などの設置 		
外部評価の高まり	外部機関(専門家)からの表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・外部表彰受賞 ・市・景観100選への選出 		
	マスコミ・マスメディア掲載の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞や雑誌での記事掲載(道路供用時や供用後における各種イベント、地元学生によるボランティア活動の様子、等)(写真4) 		

本書式例は、想定される全ての景観向上効果の項目に対して事後評価を行った事例であるが、事業特性等に応じて簡易にすることも可能である。

第3章 景観整備方針の実施に関する事後評価



3・1 調査項目の確認

景観整備方針の実施に関する事後評価の調査項目は、主に「施設や空間そのものの景観整備の具体的方針」とする。

景観整備方針は、景観形成の目標像、対象となる施設や空間とそれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方、施設や空間そのものの景観整備の具体的方針、の3段階に分かれている。景観整備方針の実施に関する事後評価では、これらのうち、事前評価として予測・評価を行っている全ての項目に対して調査を行うことを原則とする。

3・2 調査実施

景観整備方針の実施に関する事後評価のための調査は、景観整備方針に記載した「予測・評価」の結果と現在の現地の状況を照らし合わせて行う。

景観整備方針の実施に関する事後評価のための調査は、事前評価（予測・評価）の際に用いたもの（CGパース、フォトモンタージュ、模型等）と現地の状況を対比させて行う（表-3.1）。ただし、CGパース、フォトモンタージュ、模型等が無い場合には、事前の現地写真等との比較を代替手段とする。

また、調査は、原則として当該事業の事業者が行う。

表-3.1 景観整備方針の実施確認調査における対比例

<p>設計段階における完成イメージ（パース、スケッチ、CG、図面等）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・構造形式は、軟弱地盤におけるコスト縮減のため、RC連続ボックス形式を採用した。 ・その上で、橋脚形状は、直線の組合せでシンプルな形状であり、田園風景との調和が図れる台形形状を採用した。 ・圧迫感の軽減や開放感に着目し、直線基調の軽いイメージ（橋梁のイメージ）。 ・橋梁のハンチをなくし、橋軸方向頂版のハンチを1：3とした事で頂版の薄さが強調され、下側空間の開放感を生み出す。 	
	
<p>完成後状況写真</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・直線の組合せでシンプルな形状とし、軽いイメージを実現できた。 	
	
<ul style="list-style-type: none"> ・柱を多面体形状とし、シャープな印象を実現できた。 ・スリット内に配水管を配置し、視覚的連続性を確保できた。 ・橋軸方向頂版のハンチを1：3とし、下側空間の開放感を確保できた。 	
	

（注）完成後写真は、完成イメージと同じアングルが望ましい。

3・3 調査結果の評価

調査結果の評価は、基本方針（案）に基づく景観検討実施時に事前評価に携わった事業景観アドバイザーや設計者、地元住民等の意見を聴取し、できる限り反映させるよう努めるものとする。

調査結果の評価は、当該事業の景観検討実施時に事前評価に携わった事業景観アドバイザー、設計者（事業者を含む）、地元住民等の意見を聴取し、できる限り反映するよう努めるものとする。また、評価手法や評価主体の選定については、事業景観アドバイザー等の意見を聴取し、できる限り反映させるよう努めるものとする。



なお、評価は、景観整備方針に記載した「評価の項目・尺度」ごとに行う。

3・4 事後評価結果の取りまとめ

景観整備方針の実施に関する事後評価の結果は、写真や文章を用いてわかりやすくとりまとめる。

景観整備方針の実施に関する事後評価結果の取りまとめにあたっては、表-3.2 に示す書式等を用い、調査主体、調査方法、調査結果、調査結果に関する評価を記載する。なお、地方整備局等ごとに独自の書式を用いることを妨げるものではないが、事後評価に関する情報共有が容易となるよう、表-3.2 と共通した項目を使用する。

表-3.2 「景観整備方針の実施に関する事後評価結果」書式例

施設や空間そのものの景観整備の具体的方針		景観整備方針の実施に関する事後評価
・1： 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方	<p>防護柵の配置< -1-1、 -2-1 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路内部から良好な眺望が得られるよう、暫定2車線運用時の完成時用地に緩傾斜盛土を築造し、十分なスペースをとることにより安全を確保の上、この区間には防護柵を設置しない。(-1-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵非配置の実現により、道路内部からの広がりのある眺望が確保できた。 ・暫定車線部の緩傾斜盛土は、外部景観において周囲と馴染んだ、違和感の少ない形状を実現できた。
	<p>盛土、切土の形状< -1-1、 -1-2 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・存在感を抑えて周辺景観に馴染ませ、また植生等の早期回復を促進するため、盛土、切土はラウンディングやグレーディングを行う。(-1-2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラウンディングやグレーディングにより、周辺の既存地形に馴染んだ切土が実現できた。 ・全体がなめらかに連続した道路が実現できた。
	<p>交差点へのシンボル植栽< -2-1、 -2-2 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイパスから市街中心部つながる道路の交差点には、分岐部の指標性を向上させるとともに、地域の玄関口に位置する格式と個性を演出するシンボル樹を植える。(-1-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点へのシンボル樹(具体的な樹種、高さ等を記入)の配植により、地域の玄関口をより印象深く演出させることで、道路走行時の体験として、単調にならない適度な変化をもたせることができた。
	<p>盛土、切土のり面への植栽< -1-1、 -1-2 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土・切土のり面は、道路内部からの眺望を阻害しないよう配慮しつつ、周辺の自然景観に溶け込むような植栽を行う。(-1-4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の自然景観に溶け込んだ、自然な密度の植栽(具体的な樹種、密度を記入)が実現できた。
・2： 細部設計、材料等選定の考え方	<p>道路付属物の細部形状< -1-1、 -2-1 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道への良好な眺望が得られるよう、道路付属物(防護柵、照明、標識等)は、部材数が少なく、シンプルな形状構成となっているものを採用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンプルな形状構成の道路付属物(具体例を記入)の採用により、内部景観からの眺望を確保できた。
	<p>道路付属物の色彩< -1-1、 -2-1 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路内部景観に煩雑感がなく、走行しやすい空間となるよう、また周辺の自然色彩に対して違和感のないよう、道路付属物の色彩は、中明度、低彩度とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・四季や天候の変化によらず、周囲の自然景観に馴染んだ明度比、彩度比の色彩(具体例を記入)を選定できた。
	<p>シンボル樹の樹種選定< -1-3 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンボル樹は、ランドマークとなるような樹高や特徴的な樹形を持ち、紅葉や花により四季の変化を演出できる樹木を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンボル樹(具体的な樹種を記入)の配植により、地域性と樹種特性の整合を図った上で、地域の玄関口をより印象深く演出させることができた。
	<p>植栽の樹種選定< -1-4 に対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛土・切土のり面に施す植栽は、自生種を主体に樹種を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イニシャルコストの制限から郷土種を導入できなかったため、外来種が異常に繁茂し、景観及び環境の両面から問題となった。
・3： コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方	<p>景観整備による追加費用の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栈橋工法の採用により、約 億円のコスト増になるが、約 ha の盛土のり面を低減できる。(具体的方針の策定に当たり、追加費用が必要となるものについては、投資効果の検証を行う。) <p>コスト縮減の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽は、コスト縮減の観点から苗木植栽を基本とする。またライフサイクルコストの縮減の観点から、維持管理コストの高い冬囲いが必要な樹木は基本的に導入しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・栈橋工法の採用により、約 億円のコスト増となったが、約 ha の盛土のり面を低減できた。 ・コスト縮減と、検討した景観整備やデザインの両立を実現できた。
	・4：その他	
設計段階における完成イメージ		完成後状況写真
		

第4章 景観向上効果の考え方

4・1 景観向上効果

景観向上効果は、地域住民や利用者等を主な対象とした調査で把握する。主として「住民や利用者の意識」、「利用者の活動」及び「事業対象地周辺の空間」に与える効果に着目する。

2・1で述べたように、事後評価には、「景観整備方針に定めた具体的方針が実際の施設・空間として実現したか」といった観点と「景観向上がどのような効果（現象）を生んだか」といった2つの観点がある。

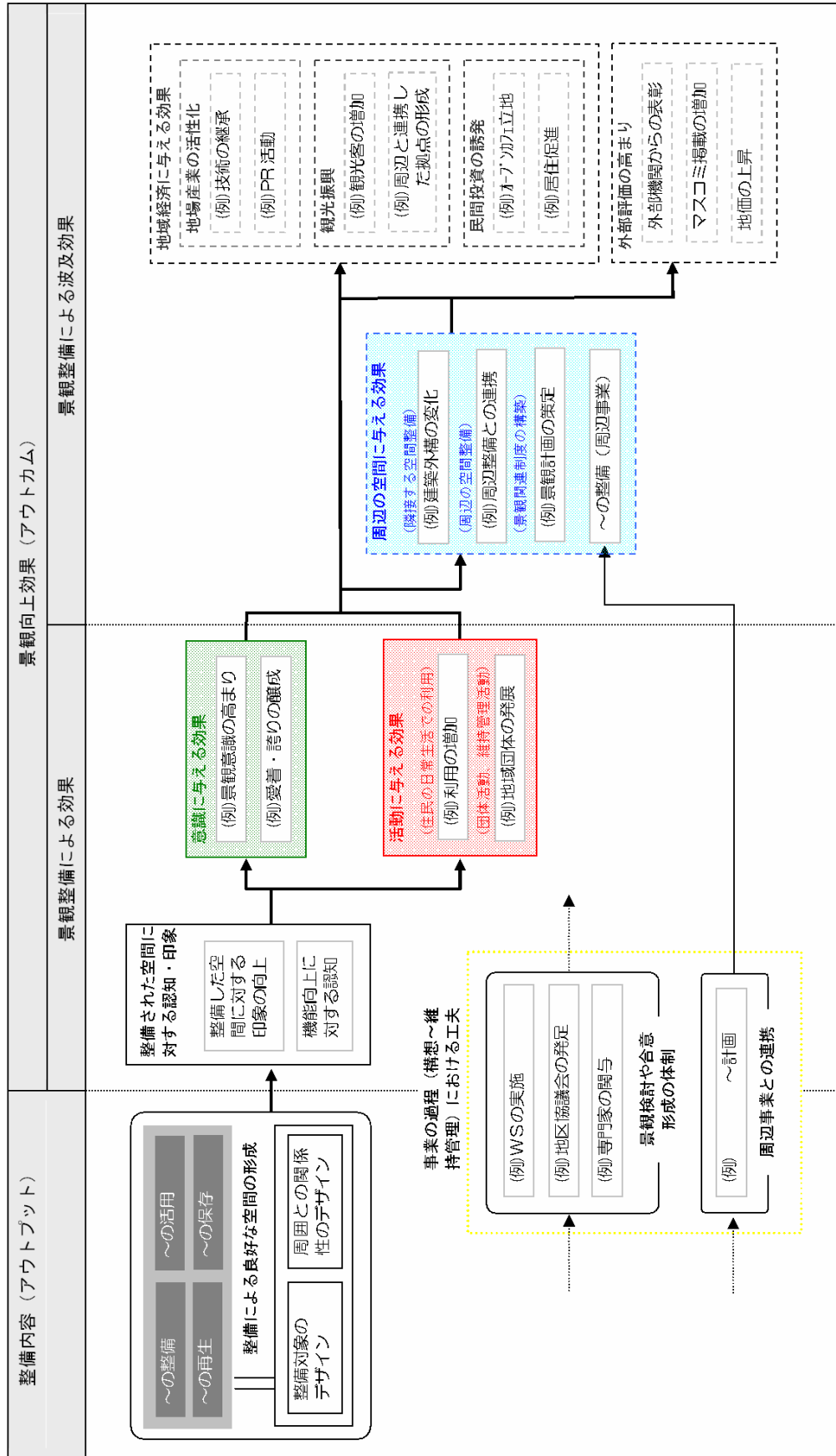
当該事業の景観整備は、施設や空間そのものの景観（デザイン）と、施設や空間を取り巻く周辺との関係における景観（デザイン）に現れる。これらの景観整備による施設・空間の実現やP I実施等の事業過程の工夫による美しい景観の形成は、複雑な因果関係を持ち、複次的な連鎖をともなって、様々な効果（景観向上効果）を発現する。

また、景観向上効果は一度に現れるのではなく、様々な効果が複雑な因果関係を持って発現するため、その因果関係を体系化することは難しい。本手引き（案）では景観向上効果を、景観整備による施設・空間の実現から直接発現したと捉えられる「景観整備による効果」と、そうした効果が複合して発現したと捉えられる「景観整備による波及効果」の2つに分けて整理している（図-4.1、表-4.1）。

「景観整備による効果」の具体的内容としては、整備された空間に対する認知・印象を含め、地域住民等の「意識」、「活動」に与える効果がある。また、「景観整備による波及効果」には、事業対象地の「周辺の空間に与える効果」、「地域経済に与える効果」及び「外部評価の高まり」がある。

本手引き（案）で対象とする景観向上効果の発現例を表-4.2に示す。

なお、本手引き（案）では、周辺に人が住み、あるいは日常的に利用されるような施設に関する事業（道路・街路・河川・港湾・公園等）を調査対象として想定している。ただし、周辺に住まう人がほとんどいないような施設に関する事業（自然環境の中の道路や砂防施設等）の景観向上効果については、本章以降の記述によらず、景観整備方針に記載した「当該事業における景観形成の目標像」や「対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係に関する基本的な考え方」に対して評価を行うものとし、評価手法の検討にあたっては、事業景観アドバイザー等の意見を聞くものとする。




※事例により、発現のしかたにバリエーションあり

図・4.1 景観向上効果とその波及の概念モデル


表-4.1 景観向上効果の分類と主な効果例

分類		効果例
景観整備による効果		
整備された空間に対する認知・印象		<ul style="list-style-type: none"> ・整備した空間の機能向上に対する認知 ・整備した空間の印象の向上 等
意識に与える効果		<ul style="list-style-type: none"> ・親しみ・愛着、誇りの向上/その他 ・地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知 ・景観やまちづくり、環境等に関する意識の高まり(住民、事業担当者) ・住民、行政、設計者、施工者の信頼関係の構築 等
活動に与える効果	住民の日常生活での利用に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の増加 ・利用の多様化 ・コミュニティの形成 等
	団体活動、維持管理活動に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催 ・維持管理活動の実施 ・地域活動団体の活動の発展 等
景観整備による波及効果		
周辺の空間に与える効果	隣接する空間整備に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の形態、ファサード、意匠等の変化 ・建築外構の変化 ・公共空間整備の拡張 等
	周辺の空間整備に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設整備との連携 ・視点場の形成 等
	良好な景観形成に寄与する制度等の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例、景観計画等の策定 ・景観形成に関する協議会の設置 等
地域経済に与える効果		<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業の活性化 ・観光振興 ・民間投資の誘発 等
外部評価の高まり		<ul style="list-style-type: none"> ・外部機関(専門家)からの表彰 ・マスコミ・マスメディア掲載の増加 ・地価の上昇、居住者の増加 等

表-4.2 景観向上効果の発現の具体例

景観整備による効果		具体的内容例	
対する認知・印象	整備された空間の機能向上に対する認知	<ul style="list-style-type: none"> ・「周辺住居の風通しが良くなり、公園内も涼しくなった」 (事例) ・「車の通行が少なく、安全である」 (事例) ・「幅の広い歩道、ゆとりのある沿道空間が生まれた」 (事例) 	
	整備された空間の印象の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「木橋に飫肥杉と飫肥石を使ったところが良い」 (事例 X) ・「川と触れ合える雁木があり、魅力を感じる」 (事例) 	
意識に与える効果	親しみ・愛着、誇りの向上 / その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「整備前と比べて、今現在の方が愛着や親しみを感じる」 (事例 他) ・「整備前と比べて、今現在の方が誇りに感じる」 (事例 他) ・「大切な場所である」「心の支えである」 (事例) 	
	地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知	<ul style="list-style-type: none"> ・「石積みの堰や水路と、その脇の小路の風景が好きである」 (事例) ・「広島の水辺でもっとも好きな場所である」 (事例) ・「観光地の拠点として認知されている」 (事例) ・(駅舎完成1年後)「街のシンボルになったと感じる」 (事例 XI) 	
	景観やまちづくり、環境等に関する意識の高まり	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者のモチベーション・スキルの向上(「意識が随分変わった。何のために、誰のために整備するのか、我々は時間をかけて考えるべき」「整備自体は目的ではない。市民による活用、新たな活動への展開のための整備だと認識するようになった」「行政による企画・運営ではなく、参加者が“できる範囲”を徐々に広げていくことの素晴らしさを実感した」「他関係機関との調整、住民との対話では、この経験が非常に役立っている」「これに満足せず、今後はまちづくりのツールとして役立てたい」)(事例 X 他) ・施工者の意識変化(環境教育漫画の自費出版、研究会参加) (事例 他) ・まちづくり検討委員会発足のきっかけ (事例 他) ・(ワークショップや清掃活動への参加を通じて)「私たちの道路」「大切にしたい」という住民(利用者)意識の発生 (事例) 	
	住民・行政・設計者・施工者の信頼関係の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・連携した検討体制に対する高い評価、及び体制内で生じた信頼関係 (地元団体「当初、行政がここまでやるとは思っていなかった。今は住民と行政がお互いに感謝の気持ちを抱いている」「住民が企画したイベントを開催できたのは日向市のおかげ」「行政の担当者が変わっても、住民に対する姿勢は変わらず、皆真剣に付き合ってくれる」) (行政「住民説明会等での要望が反映されることが住民に浸透し、以降のまちづくりに対する参画が活発化してきた」「地域に入り込んでとことんやっていたり、誰にでも分かるように住民に説明していたり、そのような先生方の姿勢は見習うべき」 (事例 XI 他) 	
住民の日常生活での利用に与える効果	利用の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いで散歩・散策・ウォーキングの回数の増加 (事例 他) ・利用者層の拡大 (事例) ・散歩ルートの変化(整備されてから通るようになった) (事例 X 他) 	
	利用の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚式の記念撮影の場としての利用(6組撮影) (事例 X) ・自分の描いた風景画をベンチに並べて紹介 (事例 X) ・ボーイスカウトの学びの場、環境学習の題材 (事例 他) ・雁木タクシーでの夕涼みクルーズの実施 (事例 他：写真左) ・子供たちの遊び場としての利用 (事例 他：写真右) 	 

	<p>コミュニティの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井戸端会議の場の形成 (事例) ・散歩仲間同士の交歓の場の形成 (事例 他：写真左) ・花木の手入れを通じた、住民同士の会話の場の形成 (事例 他：写真右) 	
団体活動・維持管理活動に与える効果	<p>イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体企画運営による、年間数回の稲作イベントの開催 (事例) ・各種イベントの通年的開催 (青空市、花火大会、ウォーキング大会等)  <p>(事例 “映画上映会” 写真左、事例 “こどもでコンサルティング” 写真中、事例X “レトロフェスタ” 写真右)</p>	
	<p>維持管理活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールの設定 (「自己責任」「危機管理」「自然共生」等) (事例 他) ・樹木の手入れ等、美化活動の発生 (事例 他) ・個人や地元団体による定期的な清掃活動の実施 (事例 他：写真) ・地域情報誌の発行 (事例 X) 	
	<p>地域団体の活動の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備をきっかけとした新たな地域活動団体の発足 (事例 他) ・地域団体の運営企画によるイベント数の増加 (事例 X 他) ・地域団体の規模の拡大 (事例 他) ・他地域や他団体との交流・連携の発生 (事例 他) ・管理協定やボランティアサポートプログラム協定の締結など、地域団体と行政との連携の発生 (事例 他) 	
景観整備による波及効果		具体的内容例
周辺の空間に与える効果	<p>隣接する空間整備に与える効果</p> <p>建物の形態、ファサード、意匠等の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・背後施設の建替 (ホテルロビーから遊歩道への接続) (事例：写真左) ・通景空間の設置 (ナビオス横浜) (事例 X：写真中) ・整備後における、景観に配慮した建物の外観の修景 (事例 他：写真右) ・整備をきっかけとした屋内空間の改装 (事例) 	

	<p>建築外構の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接する家屋の外周りにおける花壇の設置 (事例 他) ・ブロック塀の撤去 (事例 他：写真左(旧) 中(新)) ・パーゴラ・ベンチ等の休憩施設の設置 (事例 X 他：写真右) 
	<p>公共空間整備の拡張</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖岸の周遊ルートのさらなるネットワーク化 (事例) ・枝線路地の修景(舗装等の一体的整備) (事例)
周辺の空間整備に与える効果	<p>周辺施設整備との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザインを踏襲した周辺施設の整備(事例 他：写真沿川の親水テラス) ・周辺拠点との連携強化 (事例 : 夕陽スポット整備の提言の契機、事例 : 背後公園間の道路移設他) ・整備により関わりの生まれた専門家との周辺整備の実施(事例 : 堤防の照明・街路整備等) 
	<p>視点場の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・跳ね橋等の新たな視対象の創出と、既存資源の活用による視点場の形成 (事例 X) 
	<p>景観条例、景観計画等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北九州市景観条例における“都市景観整備地区”への指定、および関門景観条例の制定 (事例 X 他)
<p>良好な景観形成に寄与する制度等の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業における地区協議会の設置 (事例) 	
地域経済に与える効果	<p>地場産業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共事業における地場材活用の標準化 (事例 他) ・地場産業をとりまく技術・人材の活用および育成 (事例 X 他) ・地場産業に関わる情報の積極的な発信 (事例 X 他)
	<p>観光振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪者数の増加、観光消費額の増加 (事例 X) ・周遊型観光の促進 (事例)
	<p>民間投資の誘発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺の魅力を活かした商業施設の立地 (事例 X 他：写真左) ・周辺地区でのマンション立地による居住促進 (事例 X 他：写真右) 

4・2 事業特性と景観向上効果

事業特性（性質、機能、事業実施箇所の特性、検討プロセスの違い等）によって、発現する景観向上効果は異なることから、着目する景観向上効果の項目を適切に選ぶ必要がある。

事業における景観向上効果の種類、発現の度合いは、事業の性質（事業目的、新規・改修、事業の規模や総合性、隣接事業との連携の有無等）、整備対象に求められる機能、事業実施箇所及び周辺の場所の特性（土地利用、主要な利用者の属性等）、検討プロセスの違い（地域住民を交えた検討体制の構築、P I実施の有無等）等、特性によって差異がある。

例えば、地域住民の日常的な利用に供する施設・空間の景観整備においては、観光振興、民間投資の誘発等の波及効果の発現を当該事業のねらいとしていない場合が多く、これらの波及効果に着目する必要性は低い。しかし、事業実施の過程に地域住民・利用者等が自ら参画した場合、同種の事業であっても、公共施設や地域等へのより強い誇りや愛着が醸成されたり、事後の地域住民を主体とする自発的活動が誘発・活性化されたりする等の例も見られることから、検討プロセス等の事業の実施過程に係る特性も考慮の上、想定される景観向上効果に着目する必要がある。一方、来訪者を主な利用者とする施設・空間の景観整備では、上述のような波及効果にも着目する必要性は一般的に高い。「金山町まちなみ整備」（事例、山形県）のように、長期にわたって地域に密着した生活空間を総合的に整備し続けた結果、表彰やマスコミ掲載等の外部評価が高まり、来訪者増加等の波及効果の発現に結果的につながっていく場合もある。

また、橋梁のような単体施設の景観整備では、当該施設が後々の同種事業の手本として参照される等の効果は考えられるが、一般的には、周辺の空間に与える効果や、地域経済に与える効果等の波及効果が発現する可能性は低い。しかし、地域の要となるような場所的ポテンシャルの高い拠点的空間の整備は、当初の事業規模が小さくても、意識、活動、周辺の空間に与える効果はより大きく、長期的に発現する波及効果も大きくなる可能性が高いと考えられる。

第5章 景観向上効果に関する事後評価

5.1 調査の手順

景観向上効果に関する事後評価のための調査にあたっては、まず事業完了後に収集された情報を確認し、現地調査を実施してそれらの情報を確かめる。次に、着目する景観向上効果の項目を選定し、それを把握するための調査手法を選択する。

景観向上効果に関する事後評価のための調査にあたっては、第2章の2.6.1に示した事業完了後に収集された情報を確認する。そして、整備状況や利用状況等は、現地調査によって確かめる。

次に、対象とする景観向上効果の項目を適切に選定し、それを顕在化させる調査手法を選択する。

調査手法は、ヒアリング調査、現地観測調査などが考えられるが、より詳細な調査が必要な場合には、アンケート調査を実施するなど、事業特性を踏まえて適切な手法を選定し実施する必要がある。また、継続的に調査対象事業の利用・維持管理・運営等を行っている市民団体等に調査を依頼し、利用者等の声をよりきめ細やかに収集することも有効である。

調査の手順と各段階の内容を図-5.1に示す。

事業完了後の情報収集・整理（第2章の2・6・1を参照）

（事業完了時の整理）
 報告書や設計図書等により、事業概要、景観整備方針、検討過程等を整理
 整備前後の写真等の整理
 行政や民間の担当者名等の整理

（事業完了後の継続的な情報整理）
 利用状況等（現場での利用実態や利用者の意見等）を定期的に記録

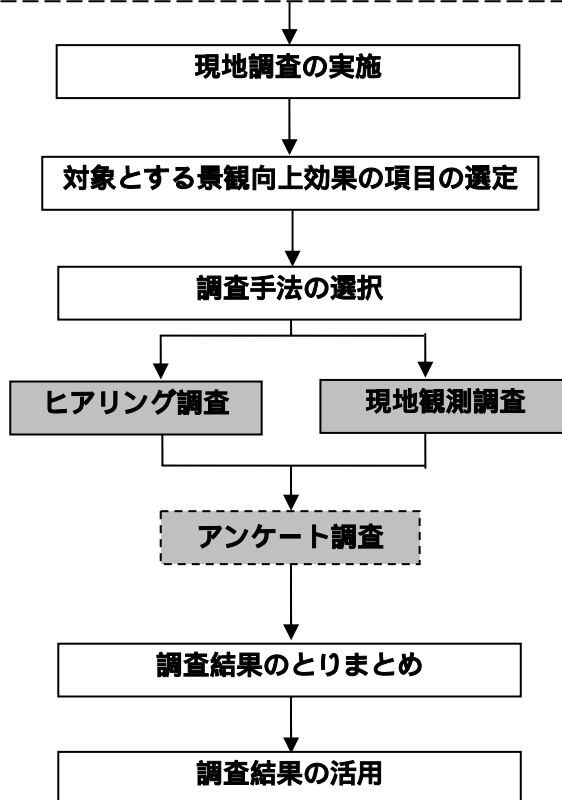


図-5.1 調査の手順

5・2 調査対象項目の選定

調査対象とする景観向上効果の項目は、事業特性を踏まえて選定する。選定にあたっては、計画・設計者や当時の担当者に確認することが望ましい。

調査対象とする景観向上効果の項目を選定する際には、事業景観アドバイザー等の意見を聞くこととする。事前準備において利用状況を記録している場合は、この結果も参考にする。調査対象とする景観向上効果として、「景観整備による効果」については、「整備された空間に対する認知・印象」、「意識に与える効果」、「活動に与える効果」のすべてについて適切な項目を検討・選定する。「景観整備による波及効果」については、「周辺の空間に与える効果」について、適切な項目を検討・選定し、「地域経済に与える効果」、「外部評価の高まり」については、事業特性に応じて適宜調査可能な項目を検討・選定する。

また、選定した景観向上効果の項目が計画・設計ならびに事業実施当時に想定した項目と比較して適切であるかどうか、計画・設計者ならびに事業実施当時の担当者へのヒアリングにより確認することが望ましい。

表-5.1 景観向上効果の分類と主な効果例（再掲）

分類		効果例
景観整備による効果		
整備された空間に対する認知・印象		<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備した空間の機能向上に対する認知 ・ 整備した空間の印象の向上 等
意識に与える効果		<ul style="list-style-type: none"> ・ 親しみ・愛着、誇りの向上 / その他 ・ 地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知 ・ 景観やまちづくり、環境等に関する意識の高まり ・ 住民、行政、設計者、施工者の信頼関係の構築 等
活動に与える効果	住民の日常生活での利用に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用の増加 ・ 利用の多様化 ・ コミュニティの形成 等
	団体活動、維持管理活動に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの開催 ・ 維持管理活動の実施 ・ 地域活動団体の活動の発展 等
景観整備による波及効果		
周辺の空間に与える効果	隣接する空間整備に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の形態、ファサード、意匠等の変化 ・ 建築外構の変化 ・ 公共空間整備の拡張 等
	周辺の空間整備に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺施設整備との連携 ・ 視点場の形成 等
	良好な景観形成に寄与する制度等の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観条例、景観計画等の策定 ・ 景観形成に関する協議会の設置 等
地域経済に与える効果		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産業の活性化 ・ 観光振興 ・ 民間投資の誘発 等
外部評価の高まり		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部機関（専門家）からの表彰 ・ マスコミ・マスメディア掲載の増加 ・ 地価の上昇、居住者の増加 等

5・3 調査手法の選択

対象とする景観向上効果の項目を勘案し、それぞれに適切な調査手法を選択する。主な調査手法としては、「ヒアリング調査」、「現地観測調査」、「アンケート調査」がある。

対象とする効果項目によって調査手法を選定する。それぞれの調査項目において、捉えやすい調査手法は異なる。対象事業により、調査対象や周辺状況が異なるため、手法の選択は対象となる事業の事業特性を勘案し十分に吟味する必要がある。たとえば、活動に与える効果については、利用の増加、利用の多様化は現地観測調査で把握できるが、コミュニティの形成はヒアリング調査が有効である等、効果の分類が同じ場合でも有効な調査手法は異なる場合がある。さらに、雑誌やテレビ等メディアへの掲載状況の調査や効果項目に関連する資料の収集等、3つの手法以外にも適宜必要な調査を追加することが望ましい。詳しくは、巻末〈参考資料〉の景観向上効果調査事例集を参照されたい。

5・4 ヒアリング調査

ヒアリング調査は、対象とする景観向上効果の項目を勘案し、利用実態や周辺施設等の状況を現地確認した上で、ヒアリング対象、ヒアリング項目を設定し実施する。

(1) ヒアリング対象

対象とする景観向上効果の項目を勘案し、ヒアリング対象を設定する。ヒアリングは、景観向上効果の「整備された空間に与える認知・印象」、「意識に与える効果」、「活動に与える効果」、「周辺の空間に与える効果」等について、施設を実際に利用・管理している団体や個人など、利用実態を把握していると想定される者を対象として実施する。一般的なヒアリング調査の対象は表-5.2のように整理される。

なお、表-5.2以外にも関係する団体及び個人がいる場合は、対象とすることが望ましい。

(2) ヒアリング項目

ヒアリング項目は、対象とする景観向上効果の項目及びヒアリング対象を勘案し設定する。一般的なヒアリング調査の項目は表-5.2のように整理される。

「活動に与える効果」としては、活動内容や利用方法が変化する「内容」とその回数に変化する「頻度」について把握するとともに、その周辺状況等も含め把握する。併せて、関連資料等を入手、整理する。なお、表-5.2以外にも関係する項目がある場合は、把握することが望ましい。

(3) 留意事項

ヒアリング項目のうち、事前に事実関係を確認すべき事項については事前の現地調査等

により確認をとることが望ましい。

表-5.2 ヒアリング調査の対象と項目

ヒアリング対象	ヒアリング項目
行政関係者 （事業主体および、都道府県、市町村等の地元地方公共団体関係各課等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地の利用内容、利用頻度、利用実態の変化、利用者の意見等 ・ 地域住民、来訪者の意識の変化 ・ 事業をきっかけとして変化した周辺建築物、周辺の空間等 ・ 雑誌、論文、新聞等への紹介状況 ・ テレビ、ラジオ、映画等マスメディアへの取り上げられた回数、内容の変化 ・ 表彰等の外部評価の状況 ・ 行政担当者の意識の変化 ・ 景観向上効果の調査（アンケート等）等、関連する既存調査結果及び資料 ・ 他にヒアリングすべき対象
各種団体等 （当該施設を管理する団体（指定管理者、管理委託者等） 当該施設を利用する団体または、隣接する位置にある団体（自治会、商店会、市民団体、NPO団体等） 当該施設周辺の施設管理者及び所有者（隣接・近接する施設の管理者及び所有者等））	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地の利用内容、利用頻度、利用実態の変化、利用者の意見等 ・ 地域住民、来訪者の意識の変化 ・ 現在の活動内容、目的、活動頻度、活動におけるルール、活動対象範囲、構成メンバー ・ 団体発足のきっかけと対象事業との関わり、対象事業による意識の変化、活動の変化等 ・ 他団体の対象事業との関わり、対象事業による意識の変化、活動の変化等 ・ 他にヒアリングすべき対象
大学等研究機関 （当該施設を研究対象としている大学等研究機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究内容 ・ 他にヒアリングすべき対象

5-5 現地観測調査

現地観測調査は、事業完了後に収集された情報や事前の現地調査を参考に、時期及び日時、観測の範囲及び方法を適切に設定し実施する。

(1) 現地観測調査の範囲及び場所・方法の設定

現地観測調査を行う範囲は事業実施箇所が基本となる。この中で、事業完了後に収集された情報や事前の現地調査の結果を参考に、現地観測調査を行う場所及び方法を以下のように考えて設定する。

表-5.3 現地観測調査の場所及び方法の考え方

捉える利用の様態	現地観測調査の場所及び方法の考え方
滞留型の利用を捉える場合	利用が集中する拠点となる場所において定点観測を実施することが望ましい。
通過型の利用を捉える場合	通過型の利用を捉える場合は、主要な動線上や動線の分岐点において定点観測を実施することが望ましい。
広範囲の通過型の利用を捉える場合	観測範囲が観測箇所からの視認範囲を超えて広範囲に及ぶ場合、限られた調査人数で調査を行うために、時間を区切り定期的に巡回して利用状況を把握することも考えられる。

【参考事例：津和野川河川景観整備】

滞留型の利用が集中する橋詰広場において常時定点観測を実施するものとし、通過型の利用が主である上流部及び下流部については定時の巡回調査を行うこととした。

このような調査方法を採用することで、広範囲の調査を少人数で行い、利用を適切に捉えることが可能となる。

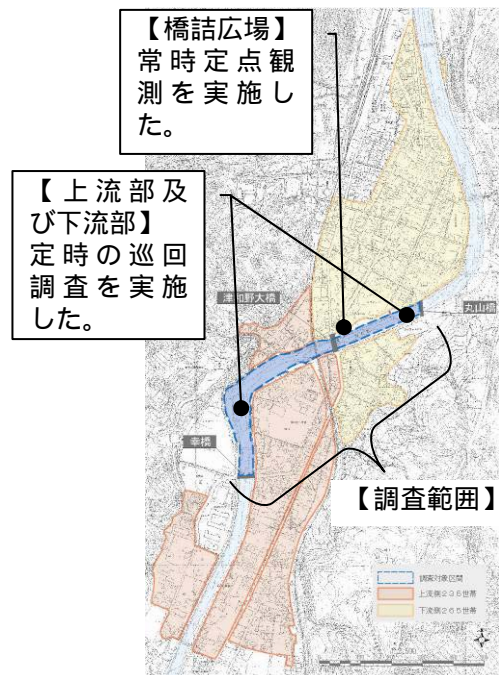


図-5.2 現地観測調査実施場所

(2) 調査日時の設定

対象とする景観向上効果の項目の特性に配慮し、調査日時を適切に設定する。

調査の曜日

日常・非日常に関わらず、平日（月～金）と休日（土日祝祭日）とで利用が異なる場合は、両方において実施することが望ましい。

調査の実施時間帯

利用者が存在する時間帯において実施する。特に、優れた景観整備が行われた事例については、ジョギングやウォーキング、散歩等の利用が顕著に見られることが多いことから、早朝及び夕方の時間帯を含めて調査を行うことが必要である。

場所の特性の考慮

季節変動の大きい利用（水遊び、花見等）が想定される場合や、特定の自然現象（御来光、夕日等）が注目されている場合、イベントの開催が多い場合（イベント広場等）等、場所の特性を考慮して調査日を設定する。

なお、特定の自然現象や利用目的が想定される事例の場合、それらの出現時と非出現時の双方の利用を捉え、比較できるように調査を実施することが望ましい。

(3) 調査実施時の留意事項

事前の連絡と腕章等の着用

調査実施に際しては、事前に関係機関（管理者、地方公共団体の関係各課、隣接する施設等）に調査の実施と必要事項を連絡しておくことが必要である。

また、調査員は常時腕章等を着用すること。

調査の実施場所

定点観測を行う場合、利用者の自然な動態を把握する目的からも、利用者の行動をできるだけ阻害しないよう工夫する必要がある。

調査の内容

実際の調査においては、事前に想定された利用だけでなく確認された利用を網羅的に捉え、利用者の区分（市民、観光客等）や利用の目的（通勤・通学、観光、散策、ジョギング、買い物、休憩、遊び等）、人数や滞留時間等を確認された時刻と共に記録する。利用者や来訪者に利用者の区分や利用の目的等を直接聞き取ることで、正確性が向上する。

また、随時写真撮影を行い、多く見られる利用方法や特徴的な利用方法を把握する。

(4) 取りまとめの方法

時間帯毎に異なる利用が想定されることから、調査結果は時系列で写真と共に整理することが有効である。

拠点における現地観測調査の取りまとめ例

【参考事例：岸公園（夕日出現時）】

観測時刻	利用者行動	写真
18:30～ 18:55	<ul style="list-style-type: none"> ・夕日待ち 14 人 ・散歩（ウォーキング）・散策 6 人 ・自転車 1 人 ・犬の散歩 1 人 ・宍道湖ウサギ詣で 4 人 <p>【利用の概況】 夕日を見物するために岸公園に集まった人々が多く見られるようになった。夕日待ちの人々は、緑地と水際線沿いの歩道との段差、緑地上部の歩道と緑地との間のブロックに腰掛けるケースが多かった。</p>	<p>緑地に座り夕日を待つ人</p>  <p>宍道湖をバックに写真を撮る人</p> 
19:10	<ul style="list-style-type: none"> ・夕日見物 31 人 <p>【利用の概況】 夕日の見物者が多く、夕方からの観察では、最も賑わいを見せていた。同時時間帯の夕日スポットには、岸公園よりも多い約 100 人の見学者が集まっていた。</p>	<p>夕日を眺める人々</p>  <p>岸公園から見た夕日</p> 

巡回調査による現地観測調査の取りまとめ例

【参考事例：津和野川河川景観整備（津和野大橋～幸橋間：早朝）】

観測時刻	利用者行動	写真
6:10～ 6:30	<p>(左岸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 散歩(ウォーキング) 2人 ジョギング 1人 <p>(右岸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 散歩(ウォーキング) 1人 地元自転車 1人 <p>【利用の概況】 この時間帯は、住民のみの利用であり、観光客は見られなかった。</p>	<p>ジョギングと散歩(左岸)</p> 
6:40～ 7:00	<p>(左岸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬の散歩 1人 散歩(ウォーキング) 2人 <p>(右岸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬の散歩 1人 散歩(ウォーキング) 2人 <p>【利用の概況】 この時間帯は、住民のみの利用であり、観光客は見られなかった。</p>	<p>犬の散歩(右岸)</p> 
7:25～ 7:40	<p>(左岸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学(高校生) 10人 散歩(ウォーキング) 1人 車 1台 <p>(右岸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬の散歩 2人 通学(中学生) 1人 地元自転車 3人 車 1台 清掃活動 2人 <p>【利用の概況】 左岸においては通学の高校生が多く見られた。また、幸橋の橋詰部では会話を交わす散歩の方や、清掃活動を行う消防署員が見られた。</p>	<p>橋詰での会話、通学の中学生、消防署員による清掃活動(右岸幸橋橋詰)</p> 
9:08～ 9:25	<p>(左岸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元通過者 1人 散歩(ウォーキング) 2人 地元自転車 5人 車 2台 <p>(右岸)</p> <ul style="list-style-type: none"> 散歩(ウォーキング) 1人 地元自転車 1人 車 6台、バイク 1台 <p>【利用の概況】 左右岸共に散歩(ウォーキング)を行う人が見られた。</p>	<p>自転車と散歩(左岸)</p> 

5.6 アンケート調査

アンケート調査は、調査対象とする景観向上効果の項目に基づき、対象事業の事業特性に応じて調査対象、調査項目、調査方法を設定する。

(1) アンケート調査の手順

アンケート調査の手順は以下の通りである。以降に、各手順の具体的内容を示す。

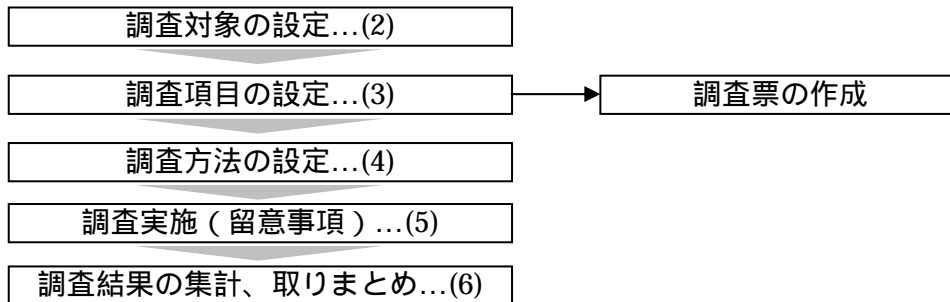


図-5.3 アンケート調査の手順

(2) 調査対象の設定

アンケート調査の対象は、主に地域住民と観光客等の来訪者とし、対象事業の事業特性に応じて設定する。

地域住民

地域住民については、対象施設の利用範囲（利用の背後圏）を考慮し対象範囲や配布数を設定する。一般的に郵送の場合、回収率は約2～3割程度であることを考慮して、配布数を設定することも考えられる。（（参考）モニター選定の考え方を参照）

対象範囲を設定する際の考え方の例として以下のようなものがあげられる。

（範囲設定の考え方）

- ・ 主な利用が散歩等と想定される場合、整備対象から徒歩圏の半径500mの範囲
- ・ 主な利用が散歩等と想定される場合、かつ、整備対象が河川や道路等線形の場合、線形の軸方向に徒歩圏500mの範囲
- ・ 関連する事業において事業範囲が設定されている場合、そのエリア（たとえば、街並み整備事業の範囲等（事例 壺屋やちむん通り参照））
- ・ 利用者が市町村域全体にわたると想定される場合、市町村域全体 等

なお、ここに示した対象範囲の設定は、考え方の例であり事業や地域の特性（利用状況や街区の形成等）に応じて、柔軟に設定する必要がある。

来訪者

来訪者は、現地における実際の施設利用者を対象とし、対象施設の利用状況により、サンプル数を適切に定める。

(参考) モニター選定の考え方

統計学上、母集団の大きさが 10,000 程度以上の場合、実用上無限母集団とみなすことができ、384 (400) 票が標本数として有効な数字であるといわれている。(参考文献「土木計画システム分析 現象分析編」飯田恭敬・岡田憲夫 編著 森北出版)

統計学上の見地から、母集団数 N に対して必要な「標本数 n」は、一般的に以下の式で求められる。

$$n = \frac{N}{(b/1.96)^2} \times \frac{N-1}{P(1-P)} = \frac{1.96^2 \cdot P(1-P)}{b^2}$$

b : 標本誤差、P : 回答比率

「1.96」は、信頼水準によって定まる値で、通常のケースでは、信頼度 95% に対応した「1.96」が採用される。(平成 16 年度版「統計実務知識」: 総務省統計局基準部監修より)

(標本誤差は政府機関および政府関連機関にて実施される世論調査では 1~3% となっている。)

(3) 調査項目の設定

アンケート調査の項目は、調査対象項目の選定(5・2)に従って、「整備された空間に与える認知・印象」、「意識に与える効果」、「活動に与える効果」、「周辺の空間に与える効果」、「景観整備による波及効果」の別にアンケート調査で確認する内容を抽出し、調査項目を設定する。一般的なアンケート調査の項目は、表-5.4 のように整理される。各項目について、それぞれの程度の差異を把握するため、5 段階程度の選択肢を設定することが望ましい。

なお、調査項目については、事前に地方公共団体の担当者や施設を実際に利用している団体、利用実態を把握していると想定される団体及び個人等に確認し、内容や言葉づかい、言い回し等の表現を改善することで、より正確な回答が得られることが期待できる。

設定した調査項目に対してアンケート調査票を作成する。調査票は、記入しやすいように、文字の大きさや行間、当該事業位置を説明する地図等を見やすく工夫する。また、具体的な意見を記述できるよう、可能な限り自由回答欄を設ける。(巻末<参考資料>参照)

問4 「「汽車道」に対して、誇り(自慢できる、人に紹介できるなど)を感じますか?

全く感じない	あまり感じない	やや感じる	大変感じる	どちらとも言えない
1	2	3	4	+

図-5.4 調査項目と選択肢の例

地域住民を対象とする場合

- ・「整備された空間に与える認知・印象」、「意識に与える効果」、「活動に与える効果」を中心に項目を設定する。
- ・対象事業が新設ではなく改進黨業である場合には、事業による景観向上効果をより明確にするため、「整備された空間に与える認知・印象」、「意識に与える効果」、「活動に与える効果」について事業前後で比較する項目を設ける。
- ・対象事業周辺に住宅や商業施設等がある場合、そこに居住する住民等を対象に事業をきっかけとして建物や外構の物理的変更があったかどうかを「空間に与える効果」として把握する。

来訪者を対象とする場合

- ・地域住民を対象とする場合の調査項目から、住民でなければ答えられないような質問（たとえば、地域の景観に対する意識の変化等）を除き、「整備された空間に与える認知・印象」、「活動に与える効果」を中心に項目を設定する。

表-5.4 アンケート調査項目例

景観向上効果		調査項目例	
		地域住民	来訪者
景観整備による効果	空間に対する認知・印象	<ul style="list-style-type: none"> ・「使いやすさ」や「街並みとの調和」等整備内容に関する評価（5段階評価） ・上記内容に関する整備前後での評価の変化（5段階評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「使いやすさ」や「街並みとの調和」等整備内容に関する評価（5段階評価）
	意識に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「親しみ・愛着」、「誇り」等の意識及びその変化（5段階評価） ・地域の景観やまちづくりに対する意識及びその変化（5段階評価） ・「らしい風景」、「を眺める代表的な視点場」等の変化（地図への記入） 	
	活動に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・「通過」、「散歩」、「休憩」、「周囲を眺める」、「写真撮影」等の利用内容に対する頻度（5段階評価） ・上記内容に関する整備前後での利用頻度の変化（5段階評価） ・利用ルート及びその変化（地図への記入） ・イベントや地域活動団体による維持管理等の活動の実施及び参加（5段階評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「通過」、「散歩」、「休憩」、「周囲を眺める」、「写真撮影」等の利用の有無 ・利用ルート（地図への記入）
景観整備による波及効果	周辺の空間に与える効果	<ul style="list-style-type: none"> ・所有施設および周辺施設において、整備施設側への入口の設置やセットバック等整備対象との調和や連続性に配慮した空間の変化の有無（地図への記入） ・対象施設に面した箇所での植栽等の設置等建築外構の変化の有無（地図への記入） 	
	地域経済に与える効果 外部評価の高まり	<ul style="list-style-type: none"> ・地価の上昇や観光客の増加、マスコミ・メディアの掲載の増加の有無等（自由解答形式等） 	

(4) 調査方法の設定

アンケート調査実施の際には、配布および回収に複数の方法があり、それぞれ特徴がある(表-5.5)。効率的な調査のため、これらの特徴を踏まえて調査方法を設定する。

表-5.5 アンケート調査方法例

対象	方法	特徴	
		長所	短所
地域住民	対象範囲へのポスティング	・手間が少ない	・回収率が低くなる傾向がある (回収率向上の方法として、各戸訪問により顔を合わせて協力依頼を行うことが有効)
	無作為抽出による郵送	・手間が少ない	・対象範囲が広範囲、かつ住所氏名の把握が可能な場合に限る ・回収率が低くなる傾向がある (回収率向上の方法として、事前に地方公共団体や自治会に協力を要請することが有効)
	現地での聞き取り	・その場で質問内容の説明の補足が可能であるため、正確性は高まる	・回収数を確保するために人手がかかる
	公民館等の地域の人が集まる施設へのアンケート票の設置		・回答者の属性に偏りが生じる傾向がある
来訪者	現地での聞き取り	・その場で質問内容の説明の補足が可能であるため、正確性は高まる	・回収数を確保するために人手がかかる
	ボランティアガイド等現地案内の参加者への実施		・ボランティアガイド等現地案内を行う団体の協力が必要

(5) 調査実施における留意事項

地域住民に対するアンケート調査を実施する場合、事前に地元の自治会や役所等にアンケート調査の実施について連絡を入れておくことで、トラブルを避けることができる。

また、ポスティングや郵送の場合、回収率が低くなる傾向があるので、統計学上の有効な回答数確保するために、配布時に各戸に訪問し協力を依頼する等、回収率を向上させる工夫が必要である。

調査票の回収締切りは、配布後、10日から2週間程度に設定するのが標準的である。

(6) 調査結果の集計、取りまとめの方法

アンケート調査の結果は、個々の質問事項について集計し、グラフ化して分かりやすく

取りまとめる。

5・7 調査結果の評価

各調査により得られた結果をもとに、景観向上効果の発現の有無やその具体的内容・程度に関する評価を行う。

(1) 景観向上効果発現の有無の判断

調査対象とした景観向上効果が発現したことを判断する際には、以下のような考え方による。

ヒアリング調査において、複数のヒアリング対象者から同様の効果を聴取できた場合

複数の調査手法において、同様の効果が確認された場合

アンケート調査において、対象事業実施の前後比較により効果の出現を確認した場合

アンケート調査において、他の項目や類似事例の評価と比較して突出した数字・割合が確認された場合

また、複数の調査結果に対する総合的な考察から、景観向上効果の出現を判断することができる。

【参考例A：津和野川河川景観整備】

【ヒアリング調査結果】

- ・ 事業実施以前は川沿いを歩く観光客は殆どいなかった。

【現地観測調査結果】

- ・ 川沿いを歩く人は周辺住民の方が多かったものの、散策、レンタサイクル、人力車を利用する観光客が多数確認された。

【観光客へのアンケート調査結果】

- ・ 駅前での聞き取り調査の結果、約70%の観光客が津和野川沿いを歩いたと回答した。

【景観向上効果】

- ・ 以前は見られなかった観光客の津和野川沿いの周遊が、事業の結果見られるようになったと判断される。

【参考例B：岸公園】

【ヒアリング調査結果】

- ・ 美術館の来館者が多いことの要因として、ランドスケープの素晴らしさがあると考えている。(美術館談)

【現地観測調査結果】

- ・ 美術館が岸公園内に設置した彫刻を見に訪れる来園者が多く確認された。

【来園者へのアンケート調査結果】

- ・ 来園者の約30%が美術館を見学していた。

【景観向上効果】

- ・ 岸公園(湖岸堤)が美術館と一体的に整備されたことによる、相乗的な効果が発現していると判断される。

各調査により得られる結果をもとに景観向上効果の有無を判断する場合、以下のような点に留意する必要がある。

ヒアリング調査

ヒアリング調査は特定の対象に対して実施されるものであり、必ずしも一般性を持った意見を聴取できるものではない。

現地観測調査

その場の特性に配慮して複数日において観測を実施したとしても、利用状況のすべてを観測するものではない。また、事業実施前に同様の調査を行わない限り、事業実施前後の比較を明確に行うことはできない。

アンケート調査

アンケート調査においては結果が数字や割合として現れるものの、定量的な判断基準は無く、効果の有無は慎重に見定める必要がある。

【参考例】

- ・事業への住民参加や景観向上施策の浸透を介して、住民の審美眼が向上した結果、印象評価が厳しくなることも想定される。
- ・事業実施前のその場のポテンシャルの高低が、事業実施後の印象評価に大きく影響することも想定される。

また、調査対象事業のみを抽出してのアンケートは難しく、調査対象事業に由来しない変化がノイズとして影響する可能性があることにも留意する必要がある。

【参考例】

- ・河川の護岸整備の事例調査において、事業との関連性が薄い水量の減少や水質の悪化等の変化により事業が批判的に見られる可能性がある。
- ・高齢者においては事業実施時よりもはるか昔の幼少期の状態と現状を比較し、長期の開発による自然の改変を要因として、事業を批判的に評価してしまうことも想定される（設問の設定や説明の工夫だけでは限界がある）。

(2) 景観向上効果の内容・程度に関する評価

発現していると判断された景観向上効果については、調査結果から得られた具体的内容、頻度・割合等のデータについて評価を行う。事業による景観向上効果を定量的に評価するためには、事業実施前後で同じ調査を行い、その差について検討することが適切であるが、本手引き（案）では、前後の比較に関する評価はヒアリング調査およびアンケート調査の結果に対する総合的な考察により行う。

調査対象項目として選定したにも関わらず景観向上効果が発現しなかったと考えられる項目については、発現しなかった要因が調査結果から読み取れるかどうかを確認する。

【参考例：岸公園（意識変化）】

アンケート調査の結果、「親しみ、愛着を感じる」と答えた方が73%であり、他、自由回答において、「近所に住むことの幸せの享受」、「大切な場所」、「心の支え」といった回答が見られた。また、「知人が松江に来た時に案内したい」と答えた方が73%、「街の顔だと思う」と答えた方が61%であり、他、自由回答において、「共有の財産」、「松江を代表する場所」といった回答も見られた。

ヒアリング調査の結果、事業実施以前の岸公園は学校の裏手のイメージが強い暗い雰囲気のある公園であったことが明らかとなっており、このことと上記を合わせて考察すると、事業実施により親しみや愛着、誇りが大きく出現しているものと判断される。

(3) 顕著にみられた効果の重点的記述

調査により、印象の大きな向上や、利用者の大幅増、活動の大きな発展等が顕著に確認された場合や、顕著な波及効果（周辺空間の明白な改善、地域経済の活性化や観光振興、外部評価の高まり等）が確認された場合、それらは特に注目すべき効果として重点的に記述する。なお、波及効果を見極める際には、5・8で示す、「効果の波及フロー図」(図-5.5)による整理が参考になる。

5・8 事後評価結果の取りまとめ

景観向上効果の事後評価結果は、調査対象として設定した景観向上効果の有無、とこれを説明する写真や文章、裏付けとなるデータを用いて分かりやすく取りまとめる。

対象事業の景観向上効果として確認された内容を明確に把握し、また、複数の調査実施事業において横断的に結果が参照できるように、調査結果の整理を行うものとする。

取りまとめの際には、調査により確認された効果及び波及効果、効果が発現する波及フロー、プロット図、を標準的な形式とする（表-5.6）。

表-5.6 事後評価結果の標準的な取りまとめ項目

取りまとめ形式	内容	参照
調査により確認された効果及び波及効果	ア) 確認した効果の具体的内容を「整備された空間に与える認知・印象」、「意識に与える効果」、「活動に与える効果」、「周辺の空間に与える効果」、「地域経済に与える効果」、「外部評価」の別に整理する。 イ) 確認した効果に関するグラフや写真等を整理する。 ウ) 調査結果を踏まえ必要な場合、対応方策を整理する。	図-5.5 具体例は、巻末<参考資料>を参照
効果の波及フロー図	発現を確認した景観向上効果について、対象事業のどのような成果に対して発現した効果であるのか、その関連性を分析し、整理する。	図-5.6
プロット図	効果の波及フロー図に示した効果の内容について、図面に整理する。	図-5.7

調査により確認された効果及び波及効果

グラフや写真を適宜掲載し、分かりやすく整理する。具体例は、巻末<参考資料>を参照のこと。

景観整備による効果		具体内容	
整備された空間に対する認知・印象	整備した空間の機能向上に対する認知	<ul style="list-style-type: none"> 散歩によい(58%)との評価、休憩に良い(33%)という評価 様々なイベントに利用されている(16%)との評価 	
	整備した空間の印象の向上	<ul style="list-style-type: none"> 街と川に一体感がある(57%)、山と川の景色が調和している(31%)との評価 周辺景観との調和や一体感を評価 川に触れ合える雁木がある(46%)、石積みの護岸に歴史的な雰囲気を感じる(26%)との評価 雁木や護岸の機能や雰囲気を評価 散歩によい(58%)、休憩によい(33%)、イベント等に利用されている(16%)との評価 利用のしやすさ(機能性)を評価 	
意識に与える効果	親しみ・愛着、誇りの向上	<ul style="list-style-type: none"> 親しみ、愛着を感じる(68%)との評価 広島の水辺の中での好きな場所として平和公園界隈に次ぐ2番目の評価 	
	地域のシンボル・ランドマークとしての認知、地域らしさの認知	<ul style="list-style-type: none"> 知人が広島に来たら紹介したいと感じる(60%)との評価 広島顔となる場所と感じる(51%)との評価 ポプラ等があることの評価 シンボリックな存在への評価 	
	景観やまちづくり、環境等に関する意識の高まり	<ul style="list-style-type: none"> 「基町ポプラ通り」の愛称の命名(2003年11月) 設計者と呼んでのシンポジウムを開催(2004年11月) 	
	住民・行政・設計者等の新たな関係の構築		
活動に与える効果	個人の利用に与える効果	利用の増加 利用の多様化	<ul style="list-style-type: none"> 早朝・夕方は、ジョギング・ウォーキング、通勤・通学路等の利用が非常に多くみられた 日中の主な利用は、中心市街地の商業施設等への通り道として、徒歩、自転車の利用が見られた 休日の日中は、特に、友人同士や親子連れ、恋人同士等レジャーシートを広げピクニック等の滞在する利用が多く見られた
		コミュニティの形成	<ul style="list-style-type: none"> 犬の散歩やウォーキング等毎日利用する人の交歓の場、コミュニティの形成
	団体活動に与える効果	イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> PPCによる映画上映会、コンサート、カフェテラス倶楽部によるオープンカフェ、青空美術館によるTシャツアートのイベント、清掃活動等の実施 PPCと管理者との管理協定の締結により、他の市民団体の利用が盛んになった
		維持管理活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> PPCを中心とした月1回の芝生広場の草刈り、清掃活動の実施(2006年~) PPCを中心としたベビーポプラの育成
		地域団体の活動の発展	<ul style="list-style-type: none"> 愛称「基町ポプラ通り」の命名(2003年11月) PPC(ホップラヘアソサエティ)の発足(2006年7月) 太田川河川事務所とPPCの管理協定の締結(2006年7月) 維持管理等への参加団体の増加、他団体との連携
景観整備による波及効果		具体内容	
周辺の空間に与える効果	隣接する空間に与える効果	建物の形態、ファサード、意匠等の変化	
		建築外構の変化	
		公共空間整備の拡張	<ul style="list-style-type: none"> 沿川の河岸親水テラス(1号,2号,3号)の整備(1984年~1986年)、元安橋橋詰親水テラス(1991年)、元安川河岸テラスの整備(1996年) 元安川下流部高潮防波堤の整備
	整備した空間に与える効果	周辺施設整備との連携	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿いの移動のアンダーパスの設置 背後の中央公園との間にある道路の移設計画
		視点場の形成	
景観形成に与える効果	景観条例、景観計画等の策定	<ul style="list-style-type: none"> 「水の都ひろしま整備構想」(平成2年)に基づく周辺空間を含めた整備 	
	景観形成に関する協議会の設置		
地域経済に与える効果	地場産業の活性化		
	観光振興		
	民間投資の誘発		
外部評価の高まり	外部機関(専門家)からの表彰等	<ul style="list-style-type: none"> 土木学会デザイン賞特別賞受賞(2003年) 基町護岸設計者等関係者をパネラーにした「太田川水辺のデザイン展」、「水辺のデザイントーク」、「水辺デザインウォーク」の開催(2004年11月) 	
	マスコミ・メディア掲載の増加	<ul style="list-style-type: none"> 映画「夕凧の街、桜の国」の撮影(2006年8月) CM撮影、結婚式の写真撮影 等 	
	地価の上昇、居住者の増加		

図-5.5 調査により確認された効果及び波及効果(太田川の例)

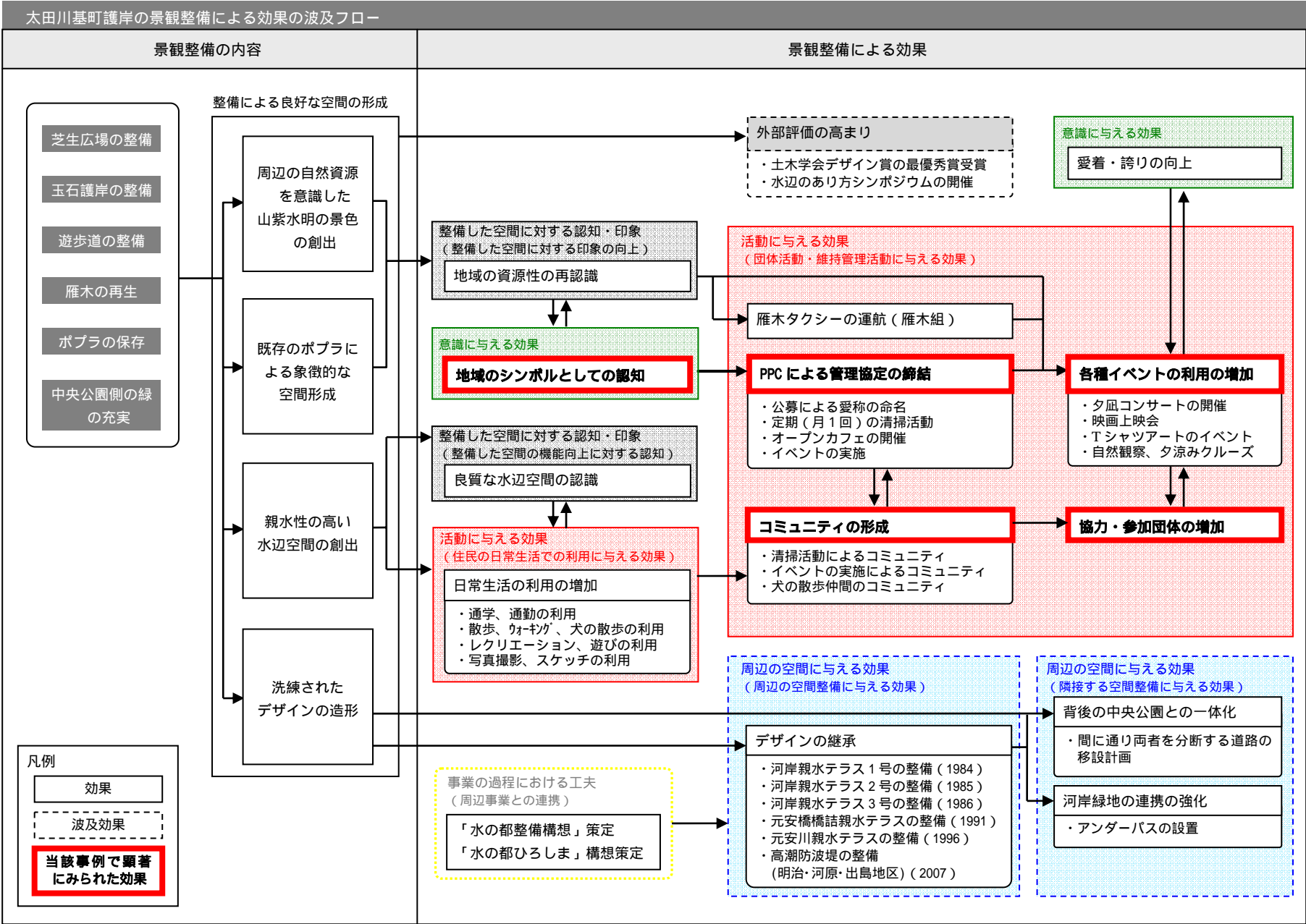


図-5.6 効果の波及フロー図(太田川の例)

プロット図

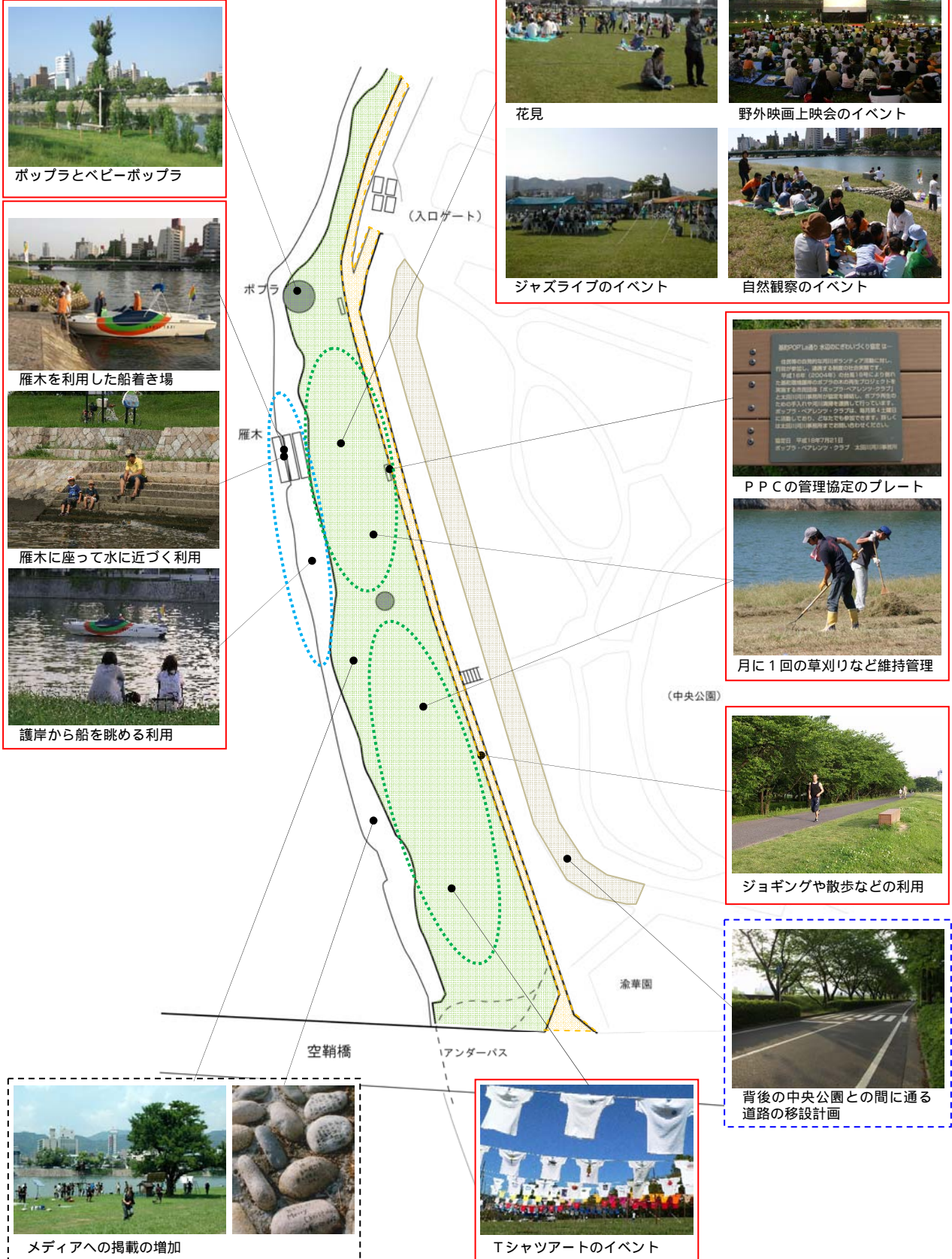


図-5.7 プロット図（太田川の例）